

防地環第22371号
令和4年11月28日

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局総務部総務課長
防衛研究所総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿
航空幕僚監部総務部総務課長
情報本部総務部総務課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局企画部長
防衛装備庁長官官房会計官

地方協力局環境政策課長
(公 印 省 略)

フロン類算定漏えい量報告について（通知）

標記について、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第19条第1項の規定により、フロン類の漏えい量が相当多い者（フロン類の排出量が二酸化炭素換算で年1,000トン以上の者）は、環境大臣及び経済産業大臣に対して「フロン類算定漏えい量報告書」の通知が必要となる。

そのため、当省におけるフロン類の漏えい量を把握する必要があることから、各機関等においては、別紙第1の本制度の概要を踏まえ、別紙第2の記入要領により別紙第3の報告資料を作成し、毎年6月末日までに地方協力局環境政策課長宛て提出（併せて、電子データも提出）されたい。

なお、防官文第6637号（28.3.30）は廃止する。

添付書類：別紙第1～別紙第3

【フロン類算定漏えい量報告の概要】

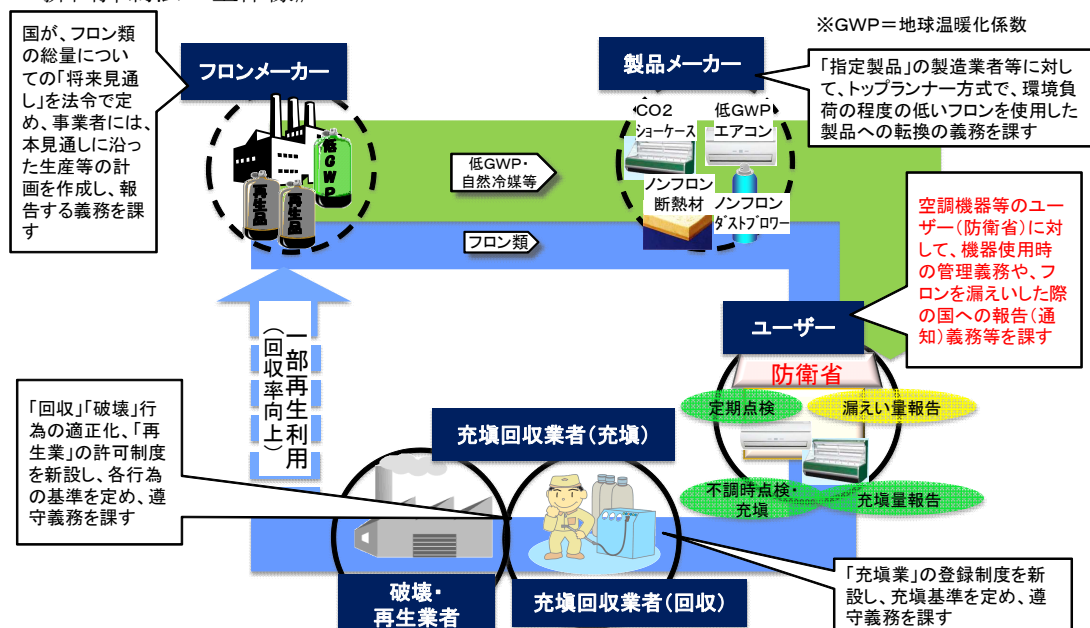
空調機器等の冷媒として使用されるフロン類については、1980年頃より国際条約に基づき、オゾン層破壊効果がない代替フロンが使用されている。

しかしながら、この代替フロンは、オゾン層破壊効果はないものの、高い温室効果を有することから、地球温暖化防止の観点より、排出を抑える必要があることが近年認識されはじめ、排出抑制対策として平成13年6月に、空調機器等を廃棄する際のフロン類の回収等を義務付けた「フロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が制定された。

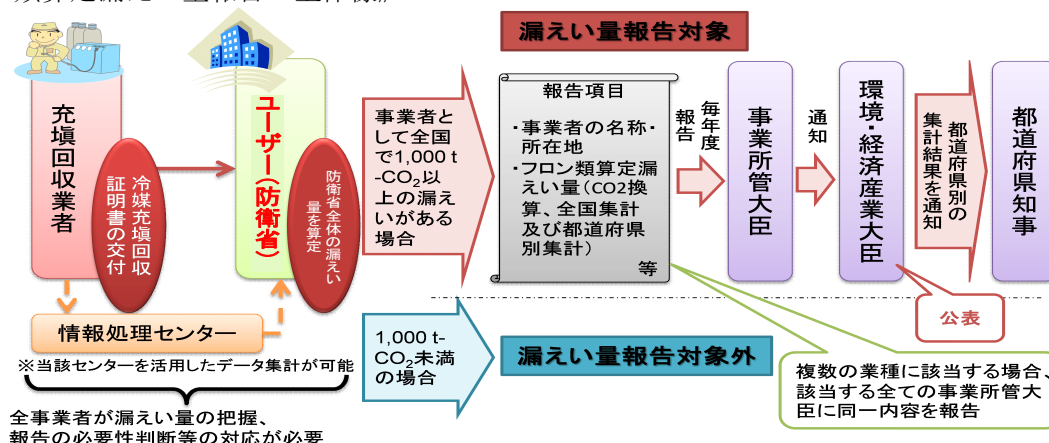
その後、従来のフロン回収破壊法では使用者が必ずしも適切なフロン回収業者に回収作業を発注せずフロン回収率が低迷したことや、当該法ではカバーしていない空調機器等の使用時におけるフロン類の漏えい量が想定よりも相当程度多いことが判明したこと等から、フロンの回収破壊だけでなく製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が必要とされ、平成25年6月にフロン回収破壊法が一部改正され、新たな規制を加えた「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」として平成27年4月1日より施行された。

改正法における新たな規制の一つとして、空調機器等のユーザーたる防衛省においても、フロン類の漏えい量を把握の上、管理する機器からの漏えい量が年1,000t-CO₂以上の場合、環境大臣及び経済産業大臣に対して、フロン類算定漏えい量報告書を通知することが定められた。

《フロン排出抑制法の全体像》



《フロン類算定漏えい量報告の全体像》



【記入要領】

別紙第3の作成にあたっては、関係法令に基づき、次に示す記入要領により作成すること。

また、環境省及び経済産業省が作成した各種マニュアル「フロン類算定漏えい量報告マニュアル」、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」及び「フロン類算定漏えい量報告・公表制度報告書作成支援ツール利用マニュアル」の最新版を参考とすること。

1 概要

各機関毎にフロン類の漏えい量(kg)を「事業所別／冷媒種類別」及び「都道府県別／冷媒種類別」ごとに集計し、さらに集計した冷媒種類、事業所別ごとの漏えい量に冷媒毎に定められた「地球温暖化係数（GWP）」を乗じて、「事業所別／冷媒種類別」及び「都道府県別／冷媒種類別」のフロン類漏えい量を算定し、別紙第3の様式に記載の上報告すること。また、算定にあたっては、データを打ち込むことで、直ちに報告の様式に取りまとめることが可能な「報告書作成支援ツール」を活用すること。

2 調査対象施設の範囲

防衛省における全ての事業所(工場等)

- ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和54年法律第49号）第3条第1項に規定する「工場等」と同じ。
※「工場等」とは、継続的に一定の業務として物の製造又は加工（修理を含む）のために使用される事業所、または継続的に一定の業務として物の製造又は加工（修理を含む）以外の事業のために使用される事業所をいう。また、そこで行われている事業活動が営利を目的としているかを問わない。
- ・近接している等の状況に応じて、複数の工場等をまとめて1つの工場等として報告することも可。
- ・車両、艦艇等の移動体については、これを管理している事業所の漏えい量として報告。

3 調査対象期間

報告年度の前年度（年度は、4月1日から翌年3月31日までをいう。）

4 留意事項

(1) 第1表 機関別のフロン類算定漏えい量

フロン類の種類ごとに、算定漏えい量(CO₂)をトン(t)の単位で記入。また実漏えい量をキログラム(kg)の単位で記入。機関全体におけるフロン類の種類別の算定漏えい量とともに、都道府県ごとの算定漏えい量もフロン類の種類別に記入。

算定漏えい量及び実漏えい量とも漏えい量の算定においては、整数値又は小数値を考慮することなく、都道府県ごとにフロン類の種類ごと及びその合計、並びに事業者全体でフロン類の種類ごと及びその合計をそれぞれ算定すること。また、報告書に記載する際は、算定した漏えい量について小数点以下を切り捨てた整数値を記入すること。

なお、算定漏えい量では1(t-CO₂)未満、実漏えい量では1(kg)未満の漏えい量については、それぞれ0(ゼロ)を記入すること。また、漏えい量が存在しない欄は空欄とすること。

《記入例》

第1表 機関別のフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	① R 2 2		② R 4 0 4 A		③ R 4 1 0 A		④		⑤		全国合計
機関全体	算定 漏えい 量 (t-CO ₂)	実 漏え い量 (kg)	算定 漏えい 量 (t-CO ₂)	実 漏え い量 (kg)	算定 漏えい 量 (t-CO ₂)	実 漏え い量 (kg)	算定 漏えい 量 (t-CO ₂)	実 漏え い量 (kg)	算定 漏えい 量 (t-CO ₂)	実 漏え い量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
	462	250	1176	300	836	400					2474
都道府県	算定 漏えい 量 (t-CO ₂)	実 漏え い量 (kg)	算定 漏えい 量 (t-CO ₂)	実 漏え い量 (kg)	算定 漏えい 量 (t-CO ₂)	実 漏え い量 (kg)	算定 漏えい 量 (t-CO ₂)	実 漏え い量 (kg)	算定 漏えい 量 (t-CO ₂)	実 漏え い量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
1 東京都	100	50	784	200	418	200					1302
2 愛知県	362	200		209	100						571
3 大阪府			392	100	209	100					601
4											

①『フロン類の種類』

当該事業所において報告するフロン類の種類として、冷媒番号（フロン類算定漏えい量報告マニュアル参照）を記入。なお、報告するフロン類が6種類以上ある場合は、表を追加して記入。

②『算定漏えい量（t-CO₂）』

フロン類の種類ごとに、実漏えい量（kg）に地球温暖化係数（GWP）を乗じて算定した算定漏えい量をトン（t-CO₂）単位の量で記入。

③『実漏えい量（kg）』

フロン類の種類ごとに、充填した量から回収した量を控除した量をキログラム（kg）単位の量で記入。

④『機関全体』

機関全体の欄には、機関全体におけるフロン類の算定漏えい量及び実漏えい量をフロン類の種類ごとに記入。

⑤『都道府県』

番号1～4の欄には事業を行っている都道府県名を記入するとともに、当該都道府県ごとに、フロン類の算定漏えい量及び実漏えい量をフロン類の種類ごとに記入。なお、事業を行っている都道府県が5つ以上ある場合は番号4の下に記入欄を追加して都道府県ごとに記入。

(2) 第2表 機関別の特定事業所の一覧

第2表は、各機関等が設置している事業所のうち、特定事業所に該当するすべての事業所について、必要事項を記入。ここで特定事業所とは、フロン類の算定漏れ量の合計が 1,000t-CO₂ 以上である事業所をいう。

《記載例》

第2-1表 機関別の特定事業所の一覧

特定事業所番号	特定事業所の名称	特定事業所の所在地	特定事業所において行われる事業				
			事業コード				事業の名称
1	市ヶ谷庁舎	〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1	9	7	3	1	行政機関
2		〒					
3		〒					
4		〒					
5		〒					
6		〒					
7		〒					
8		〒					
9		〒					
10		〒					

①『事業所番号』

機関等に特定事業所がある場合、記載。特定事業所が11以上ある場合は、欄を追加し11以降の番号を順に記載。

②『特定事業所の名称』

特定事業所の名称を記載。

③『特定事業所の所在地』

特定事業所の所在地の郵便番号及び住所（都道府県から番地まで）を記載。

《記載例》

第2-2表 機関別の特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

特定事業所番号	フロン類の種類	① R22	② R404A	③ R410A	④	⑤	合計
1	算定漏えい量 (t-CO ₂)	100	784	418			1302
	実漏えい量 (kg)	50	200	200			
2	算定漏えい量 (t-CO ₂)						
	実漏えい量 (kg)						
3	算定漏えい量 (t-CO ₂)						
	実漏えい量 (kg)						
4	算定漏えい量 (t-CO ₂)						
	実漏えい量 (kg)						
5	算定漏えい量 (t-CO ₂)						
	実漏えい量 (kg)						
6	算定漏えい量 (t-CO ₂)						
	実漏えい量 (kg)						
7	算定漏えい量 (t-CO ₂)						
	実漏えい量 (kg)						
8	算定漏えい量 (t-CO ₂)						
	実漏えい量 (kg)						
9	算定漏えい量						

	(t-CO ₂)						
	実漏えい量 (kg)						
10	算定漏えい量 (t-CO ₂)						
	実漏えい量 (kg)						

①『フロン類の種類』

表2-1の特定事業所毎にフロン類の種類として、冷媒種類（フロン類算定漏えい量報告マニュアル参照）を記入。なお、報告するフロン類が6種類以上ある場合は、表を追加して記入。

②『算定漏えい量（t-CO₂）』

表2-1の特定事業所毎にフロン類の種類ごとに、実漏えい量（kg）に地球温暖化係数（GWP）を乗じて算定した算定漏えい量をトン（t）単位の量で記入。

③『実漏えい量（kg）』

フロン類の種類ごとに、充填した量から回収した量を控除した量をキログラム（kg）単位の量で記入。

5 「報告書作成支援ツール」の活用について

別紙第3の作成にあたっては、環境省より配布しているエクセルデータ「報告書作成支援ツール」に必要事項を入力し集計しても可。

また、「フロン類算定漏えい量報告・公表制度報告書作成支援ツール利用マニュアル」を参考にするとともに次の事項に留意すること。

（1）事業所番号

充填・回収情報を識別するために入力。機関等毎に1から連番で入力。その際連番の頭に各機関等を識別する次の文字を入力。

内部部局「内」、防衛大学校「防大」、防衛医科大学校「医大」、統合幕僚監部「統」、陸上自衛隊「陸」、海上自衛隊「海」、航空自衛隊「空」、情報本部「情」、装備庁「装」、監察本部「監」、北海道防衛局「北海道」、東北防衛局「東北」、北関東防衛局「北関東」、南関東防衛局「南関東」、近畿中部防衛局「近中」、中国四国防衛局「中四国」、九州防衛局「九州」、沖縄防衛局「沖縄」

例 陸上自衛隊であれば、陸1から連番で入力

（2）ID

事業所毎に1から連番で入力。その際、連番の頭に事業所番号ー（ハイフン）を入力。但し、各機関等の集計要領により任意に採番しても可。

例 陸上自衛隊の陸1事業所であれば、陸1ー1から陸1ー2へと連番で入力

（3）事業所名

各機関等毎に任意で入力。

第1表 機関別のフロン類算定漏えい量

[illegible]

第2－1表 機関別の特定事業所の一覧

特定事業所番号	特定事業所の名称	特定事業所の所在地	特定事業所において行われる事業					
			事業コード				事業の名称	
1		〒						
2		〒						
3		〒						特定事業所において行われる事業
4		〒						
5		〒						
6		〒						
7		〒						
8		〒						
9		〒						
10		〒						

第2-2表 機関別の特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

特定事業所番号	フロン類の種類	①	②	③	④	⑤	合計
1	算定漏えい量 (t-CO ₂)						
	実漏えい量 (kg)						
2	算定漏えい量 (t-CO ₂)						
	実漏えい量 (kg)						
3	算定漏えい量 (t-CO ₂)						
	実漏えい量 (kg)						
4	算定漏えい量 (t-CO ₂)						
	実漏えい量 (kg)						
5	算定漏えい量 (t-CO ₂)						
	実漏えい量 (kg)						
6	算定漏えい量 (t-CO ₂)						
	実漏えい量 (kg)						
7	算定漏えい量 (t-CO ₂)						
	実漏えい量 (kg)						
8	算定漏えい量 (t-CO ₂)						
	実漏えい量 (kg)						
9	算定漏えい量 (t-CO ₂)						
	実漏えい量 (kg)						
10	算定漏えい量 (t-CO ₂)						
	実漏えい量 (kg)						